

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL

令和4年
小樽市議会

第2回臨時会議案

令和 4 年度小樽市一般会計補正予算

令和 4 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 619,539 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58,771,498 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 5 月 3 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国庫支出金		千円 12,542,533	千円 619,539	千円 13,162,072
	1 国庫負担金	10,143,006	272,899	10,415,905
	2 国庫補助金	2,370,887	346,640	2,717,527
歳 入 合 計		58,151,959	619,539	58,771,498

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 25,474,886	千円 172,000	千円 25,646,886
	2 児童福祉費	5,502,616	172,000	5,674,616
4 衛 生 費		5,064,603	447,539	5,512,142
	2 保健所費	1,080,272	447,539	1,527,811
歳 出 合 計		58,151,959	619,539	58,771,498

小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 3 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例

小樽市特別職に属する職員の給与条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 4 7 号）の
一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項の表中「1 0 0 分の 2 2 2 . 5」を「1 0 0 分の 2 1 5」に、
「1 0 0 分の 1 7 8」を「1 0 0 分の 1 7 2」に、「1 0 0 分の 1 3 3 . 5」
を「1 0 0 分の 1 2 9」に、「1 0 0 分の 6 6 . 7 5」を「1 0 0 分の 6 4 .
5」に改める。

附則第 4 項中「令和 3 年 4 月 1 日」を「令和 4 年 6 月 1 日」に改め、同項に
後段として次のように加える。

この場合において、令和 4 年 6 月に支給する期末手当については、小樽市
特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例（令和 4 年小樽市条例
第 号）附則第 2 項の規定は、適用しない。

附則第 4 項の表中「1 0 0 分の 2 2 2 . 5」を「1 0 0 分の 2 1 5」に、「1
0 0 分の 1 7 8」を「1 0 0 分の 1 7 2」に、「1 0 0 分の 1 3 3 . 5」を「1
0 0 分の 1 2 9」に、「1 0 0 分の 6 6 . 7 5」を「1 0 0 分の 6 4 . 5」に
改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第4条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に $222\frac{5}{15}$ を乗じて得た額を減じた額とする。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、特別職の期末手当について、国家公務員の期末手当の支給割合の引下げ等に準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合を独自削減し、据え置くこととするためであります。

小樽市職員給与条例及び小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 3 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員給与条例及び小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例

(小樽市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 小樽市職員給与条例（昭和 4 6 年小樽市条例第 3 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 2 4 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改
め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「1
00 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改める。

(小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成 2 1 年小樽
市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項の表中「100 分の 222.5」を「100 分の 215」に、
「100 分の 178」を「100 分の 172」に、「100 分の 133.5」
を「100 分の 129」に、「100 分の 66.75」を「100 分の 64.
5」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定を踏まえ、職員及び病院事業管理者の期末手当の支給割合を引き下げるためであります。

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 3 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年小樽市
条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項各号列記以外の部分中「100分の100」を「100分の
120」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、会計年度任用職員の待遇改善を図る目的で、そ
の期末手当の支給割合を正規職員と同様の支給割合に改定するためであります。

損害賠償額の決定について

令和 3 年 1 月 2 日午後 2 時頃、建設部が管理する市内緑 1 丁目 [REDACTED]
付近の於古発川河川敷地において倒木が発生したことにより、 [REDACTED]
[REDACTED] が所有する建物の屋根に損害を与えた。

この賠償額を次のように決定する。

令和 4 年 5 月 3 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

賠償額 2 1 3 万 4 , 0 0 0 円

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 3 1 日提出

小樽市議会議員	高 橋 克 幸
同	佐々木 秩
同	川 畑 正 美
同	濱 本 進

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 3 4 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 2 . 5」を「1 0 0 分の 2 1 5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和 3 年 1 2 月に支給された期末手当の額に 2 2 2 . 5 分の 1 5 を乗じて得た額を減じた額とする。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、議員の期末手当の支給割合を引き下げるとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を設けるためであります。

令和 4 年
小樽市議会

第 2 回 臨 時 会

報告第 1 号

専決処分報告

小樽市税条例の一部を改正する条例（令和 4 年小樽市条例第 1 1 号）を、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月 3 1 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 3 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市税条例の一部を改正する条例

小樽市税条例（昭和25年小樽市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項第3号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第31条第8項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第14項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第16条の2の10第2項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項」に改める。

附則第16条の3第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第

11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第16条の4第6項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中

「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第19条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第24条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の小樽市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和3年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和 4 年
小樽市議会

第 2 回 臨 時 会

報告第 2 号

専決処分報告

損害賠償額の決定を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 4 月 26 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 31 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

損害賠償額の決定について

令和2年3月11日正午頃、財政部所管の公用車（札幌504そ523）が、
虻田郡ニセコ町字有島142番地の国道5号上の交差点で、
に
衝突した事故により、同人の身体に損害を与えた。

この賠償額を次のように決定する。

記

賠償額 107万2,815円